

(参考)

修繕業務契約書

収入
印紙

1 修繕名称

2 修繕場所

3 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 契約金額 金 _____ 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 _____ 円他

5 契約保証金

上記の修繕業務について、発注者松戸市(以下「甲」という。)と受注者
(以下「乙」という。)とは、合意に
基づいて、松戸市財務規則及び次の各条項によって修繕業務契約を締結し、信
義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有
するものとする。

令和 年 月 日

発注者(甲) 住所 松戸市根本387番地の5

氏名 松戸市
松戸市長 本郷谷 健次

印

受注者(乙) 住所

氏名

印

(総則)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別冊設計図書及び仕様書（現場説明書等を含む。以下同じ。）に基づき頭書の契約金額をもって期間内に修繕業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 設計図書及び仕様書に明示されていないもの又は設計図書と仕様書の交互符号しないものがある場合には、甲乙協議して定める。ただし、軽微なもの又は技術上当然なものについては、甲又は監督職員の指示に従うものとする。

(契約金額内訳書、工程表等)

第2条 乙は、契約締結後7日以内に、設計図書及び仕様書に基づく契約金額内訳書及び工程表並びに必要な書類を作成して甲に提出するものとする。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額を減額することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督職員)

第7条 甲は、乙の業務の履行について自己に代わって監督又は指示する監督職員を定め乙に通知する。

2 監督職員は、契約書の他の条項に定めるもののほか、設計図書又は仕様書に定められた事項の範囲内において、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 業務の履行に立会い、又は必要な監督を行い、若しくは乙又は乙の現場代理人に対し指示を与えること。

(2) 設計図書に基づいて監督に必要な細部設計図書、原寸図等を作成し、又は乙の作成したこれ等の書類を検査し承諾を与えること。

(3) 資材若しくは工作物の検査又は試験を行うこと。

(現場代理人及び主任技術者)

第8条 乙は、着手前に現場代理人及び現場における業務の履行の技術上管理をつかさどる主任技術者を定め、甲に届け出なければならない。

2 前項の現場代理人と主任技術者とは、甲の承諾を得た場合は、これを兼ねることができ。

3 乙又は現場代理人は、現場に常駐し、監督職員の監督又は指示に従い、現場の取り締まり及び業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(資材の品質及び検査)

第9条 業務に使用する資材について、品質又は品種が明らかでないものについては、それぞれ均衡を得たものとする。

2 使用する資材は、現場において使用前に監督職員の検査（試験を含む。以下同じ。）を受け、合格したものでなければ使用することができない。

3 監督職員は、乙から前項の検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

4 検査の結果不合格と決定した資材は、監督職員の指示に従い遅滞なくこれを搬出し、速やかに代品を搬入して、更に検査を受けなければならない。

5 第2項の検査に直接必要な経費は、乙の負担とする。

6 乙は、監督職員の承諾を受けずに現場に搬入した検査済資材を持ち出してはならない。

(設計図書又は仕様書不適合の改造義務)

第10条 乙は、業務の履行が設計図書又は仕様書に適合しない場合において、監督職員

がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このために契約金額を増額し、又は期間を延長することはできない。

(設計図書と現場の状態の不一致、条件の変更等)

第11条 乙は、業務の履行にあたり、設計図書と現場の状態が一致しないとき、設計図書又は仕様書に誤り若しくは脱漏があるとき、又は地盤等につき予期することのできない状態が発見されたときは、直ちに書面をもって監督職員に通知しなければならない。

2 監督職員は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、乙に対して書面をもって指示を与えなければならない。

3 前項の場合において、業務内容、期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(契約の変更等)

第12条 甲は、必要があるとみとめるときは、履行を一時中止し、又は契約内容の変更をすることができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第13条 乙は、その責に帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(物価又は賃金の変動)

第14条 乙は、契約締結後、物価又は賃金の変動を理由として、契約の変更を求め、又は契約を解除することはできない。

(臨機の措置)

第15条 乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、緊急やむを得ないときのほかは、あらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止等その他業務の履行上緊急やむを得ないときは、乙に対して所

要の臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

- 4 第1項及び前項の措置に要した経費について、契約金額に含めることが不相当と認められる場合は、甲乙協議して決定する。

(一般的損害)

第16条 業務完了前に、業務目的物又は資材について生じた損害その他業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由においてはこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 乙は、業務履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とするものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第18条 天災その他不可抗力によって、業務の既済部分（現場に搬入した検査済資材を含む。以下同じ。）に関して損害が生じたときは、乙は、事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の損害で特に重大と認められるものについて、乙が善良な管理者の注意義務をなしたと認められるときは、その損害額は、甲乙協議して決定する。
- 3 前項の規定により甲が損害を負担する場合において、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

(検査及び業務完了)

第19条 乙は、業務が完了したときは、甲に業務完了届を提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく補修、又は改造を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。
- 4 第2項に合格したときをもって業務の完了とする。
- 5 甲は、第2項及び第3項の検査にあたり必要があると認めたときは、最小限度の破壊検査をすることができる。この場合において、当該破壊部分の補修に要する経費は、乙の負担とする。
- 6 甲において必要がある場合、業務の中途においてもその既済部分を検査することがで

きる。

(契約金額の支払い)

第20条 乙は、前条第4項の規定による業務の完了後、その契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の規定により契約金額の支払いを甲に請求しようとするときは支払請求書に請求内訳書を添付して、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の支払請求書を受領した日から25日以内に乙にその契約金額を支払うものとする。

4 契約金額は、松戸市役所において支払うものとする。ただし、乙が書面により口座振替による支払いを申し出た場合は、これによることができる。

(部分使用)

第21条 甲は、業務の完了前においてその既済部分について、乙の同意を得て無償で 사용할ことができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分について善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 第1項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲は、当該損害額を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、引き渡された業務目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、業務目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲は、乙が第1項の契約不適合の修補をせず、又は不完全な修補をしたときは、乙の書面による同意を得て、自ら修補を完成することができる。この場合の修補に要した費用は、乙の負担とする。
- 4 甲が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその契約不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞における延滞違約金)

第23条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞違約金は、延滞日数に契約金額の1000分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）とする。
- 3 前項の延滞日数には、検査、市の都合その他の事由によって経過した日数は算入しない。
- 4 甲は、当該延滞違約金を甲が乙に支払うべき金額から控除することができる。

(催告による解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 第8条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第22条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。

(催告によらない解除)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ち

にこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成できないとき。
- (4) 業務目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が第27条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

ト 乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により当該処分の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

チ 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項第8号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前条及び前2項の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の任意解除）

第26条 甲は、業務が完了するまでの間は、第24条又は第25条に規定する場合のほか、必要と認める場合には、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の催告による解除）

第27条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

2 前項に定める場合は乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第28条 甲は、第24条から第27条の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分が可分なものである場合は、検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡を受けることができるものとし、当該引渡を受けた既済部分に相応する金額を乙に支払わなければならない。この場合における金額は、甲が定めるものとする。

2 第24条又は第25条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。また、甲の受けた損害額がこの額を超えたときは、甲の全損害額を支払わなければならない。ただし、甲が乙の責に帰すべき事由がなく、やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 甲は、前項に定める違約金又は損害金を第1項に定める甲の支払金額から控除することができる。

（甲の損害賠償請求及び談合等不正行為に係る賠償金の支払い）

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 業務目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第24条又は第25条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、第25条第1項第8号へからチのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額（1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額）を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第25条第1項第8号へ又はトにおいて、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第30条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から請負代金額の支払いの日までの間において遅延日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。

2 前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に請負代金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。